

# 令和8年度 就学援助費支給金額内訳

単位:円、()内は支給時期

支給費目	【要保護】 生活保護 受給中の方		【準要保護】 生活保護受給中の方以外で、認定となった方					
	小学校	中学校	小学校			中学校		
			1年	2~5年	6年	1年	2年	3年
学用品費 ※注1 (途中認定者は、月割額を支給)			11,630 (7月末5,815円 1月末5,815円)	11,630 (7月末5,815円 1月末5,815円)	11,630 (7月末5,815円 1月末5,815円)	22,730 (7月末11,365円 1月末11,365円)	22,730 (7月末11,365円 1月末11,365円)	22,730 (7月末11,365円 1月末11,365円)
通学用品費 ※注1			-	2,270 (7月末1,135円 1月末1,135円)	2,270 (7月末1,135円 1月末1,135円)	-	2,270 (7月末1,135円 1月末1,135円)	2,270 (7月末1,135円 1月末1,135円)
新入学学用品費 ※注5	-	-	64,300 (7月末)	-	-	99,000 (7月末)	-	-
入学時学用品費 ※注5	併給不可		-	-	99,000 (2月末)	-	-	-
卒業アルバム代(上限有)	-	-	-	-	11,000 以内 (3~5月)	-	-	10,290 以内 (3~5月)
校外活動費(移動教室含む)	-	-	実費額			実費額		
修学旅行費	実費額	実費額	-	-	実費額	-	-	実費額
体育実技用具費(上限有)	-	-	-	-	-	実費額		
学校給食費	-	-	※教育委員会から学校長口座に支払います。					

※変更点: 令和7年度「入学準備金:(小6)18,000円」「新入学学用品費・入学時学用品費:(小6)81,000円」  
→令和8年度「入学準備金:(小6) 廃止」「新入学学用品費・入学時学用品費:(小6)99,000円」

## 【注意事項等】

- 注1. 学用品費及び通学用品費は、前期(7月末)と後期(1月末)に上記金額の半額に分けて支給されます。
- 注2. 実費額については、実際にかかった費用が保護者口座へ支給されます。  
学校からの費用報告により支給するため、実施日・購入日の2~3ヶ月後が支給時期の目安です。
- 注3. 各支給時期に、申請された振込口座に振り込みます。  
(諸事情により、日程が前後することがありますのでご了承ください。)  
個別の振込通知は行いませんので、各自届出た銀行通帳により入金をご確認ください。
- 注4. 支払金振込口座は、翌年5月末まで解約をしないでください。
- 注5. 新入学学用品費は、前年度に入学時学用品費を受けた場合には支給されません。
- 注6. 体育実技用具費については、中学校で柔道着など実技用具を購入した場合に支給するものです。  
中学3年間で1回のみでの支給で、所属する中学校での平均購入額が上限です。
- 注7. 生活保護を受給中の場合、修学旅行費以外については、  
生活保護費の「教育扶助」から支給されます。
- 注8. 申請内容に変更があった場合には、教育委員会庶務課まで必ずご連絡ください。

【問い合わせ先】日野市教育委員会 庶務課 就学援助担当  
電話: 042-514-8692 (直通)